

表(1) 保険料の料率

	区分	平成23年度	平成22年度	差引
医療分	所得割率	7.21%	6.80%	0.41%
	均等割額	21,800円	21,020円	780円
	平等割額	23,780円	23,170円	610円
	最高限度額	510,000円	500,000円	10,000円
支援金分	所得割率	2.35%	2.35%	0%
	均等割額	6,880円	7,000円	- 120円
	平等割額	7,500円	7,710円	- 210円
	最高限度額	140,000円	130,000円	10,000円
介護分	所得割率	2.27%	2.12%	0.15%
	均等割額	7,020円	6,460円	560円
	平等割額	5,970円	5,450円	520円
	最高限度額	120,000円	100,000円	20,000円

みなさんに納めていただく保険料は医療分・支援金分・介護分に分かれています。医療分は加入者の医療にかかる分、支援金分は後期高齢者医療を支える分です。また、介護分は40歳から64歳までの国保加入者(第2号

保険料の負担

被保険者) にかかる介護保険分です。「医療分」の保険料は1年間に必要とする医療費の見込額から、また「支援金分」の保険料は後期高齢者の医療にかかる費用から、「介護分」の保険料は社会保険診療報酬支払基金に納付する費用から、納付金に要する費用から、それぞれ国・府・市の負担金などを差し引いた残りを加入者が負担しあうものです。

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険や共済組合などに加入していない人が病気やケガをしたときに安心して医療を受けていただくための制度で、国・府・市の負担金など加入者の保険料によって医療費がまかなわれています。市では、平成23年4月1日現在で、12,861世帯(加入率42・9パーセント)、22,310人(加入率28・0パーセント)が国保に加入されています。今回は、国民健康保険制度の保険料のしくみについてお知らせします。

平成23年度 国民健康保険料のしくみ 国保が守るみんなの健康

保険料の料率

保険料として納めていただくのは、医療分と支援金分、介護分それぞれの所得割額・均等割額・平等割額を合計した額です。平成23年度保険料の料率(単価や率などのこと)は、表(1)をご覧ください。

「所得割」は加入者の前年所得金額に応じて負担していただくもの、「均等割」は加入者の人数に応じて負担していただくもの、「平等割」は加入世帯に均一に負担して

保険料の限度額

ただくものです。

このように、保険料は世帯の所得や加入者の人数により異なるものですが、保険料が高い人も低い人も、それぞれ受ける医療などの内容は同じです。このことから保険料には負担の限度が設けられています。

保険料の計算方法

医療分、支援金分、介護分それぞれの限度額は表(1)のとおりです。

保険料は、加入者の前年の所得金額や加入者数をもとに計算します。「平成23年度市税等納税・納入通知書」が届きましたら、その内容について表(1)・表(2)を参考に、ご自身で計算してみてください。

保険料の変更

年度の途中で世帯や加入者に変更があったときは、保険料は、加入の届け出をした日からではなく国保の資格を取得した月から、資格を失った月の前月までの計算となります。

保険料の軽減について

ただし、保険料のうち介護分については、40歳になる月(月の初日)生まれの人は前月)から、65歳になる前月(月の初日)生まれの人は前々月)までの分を納めていただきます。

※40歳になるときは40歳になった月の翌月に保険料の変更通知を送付しますが、65歳になるときはあらかじめその月数を見込んで保険料の通知をしていますので65歳になっても保険料の変更通知は送付しません

75歳になることにより国保から後期高齢者医療に変わる人は、75歳になる前の月までの保険料を納めていただきます。

所得が一定額よりも少ない世帯に対して、保険料の7割・5割・2割分を軽減する制度があります。保険料のうち均等割額と平等割額を軽減するもので、医療分・支援金分・介護分それぞれに適用されます。すべて所得の申告書などにより行いますので、必ず確定申告など所得の申告をお願いします。

後期高齢者医療制度移行に伴う保険料の軽減措置について

国保加入者が後期高齢者医療に移行した場合、

表(2) 保険料の計算方法

保険料 = 医療分 + 支援金分 + 介護分

$$\begin{matrix} \text{医療分} \\ \text{支援金分} \\ \text{介護分} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{加入者全員の} \\ \text{賦課総所得金額} \end{matrix} \times \text{所得割率} + \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{加入者数} \times \text{均等割額} \end{matrix} + \text{平等割額}$$

※賦課総所得金額 = 総所得金額 - 基礎控除金額(330,000円)
 ※介護分は、40歳から64歳までの国保加入者にかかります
 ※それぞれの計算の後、100円未満は切り捨てます

(例) 世帯主41歳、妻38歳、子14歳の場合(妻・子の所得はないものとします)

加入者の総所得金額	軽減割合	医療分	支援金分	介護分	保険料(合計)
33万円	7割	26,700円	8,400円	3,800円	38,900円
82万円	5割	79,900円	25,500円	17,600円	123,000円
100万円	2割	119,600円	38,200円	25,500円	183,300円
300万円	-	281,600円	90,800円	73,500円	445,900円
600万円	-	497,900円	140,000円	120,000円	757,900円

* 保険料軽減の判定基準は裏面に記載しています

保険料の過年度新規分

前年度・前々年度にさかのぼって国保の資格を取得した場合や、前々年分などの所得が変更された場合には、その年度の保険料が「平成23年度過年度新規分」として賦課されることとなります(通知書は、過年度新規分と平成23年度分の2通または3通送付される場合があります)。

保険料の特別徴収について

平成23年度の保険料の特別徴収(年金からの天引き)が、平成23年4月支給分の年金から始まっています。

4月支給分、6月支給分の年金から特別徴収される人には「国民健康保険料特別徴収仮徴収額通知書」を送付しています。特別徴収の対象となるすべての人に、6月中旬ごろ「国民健康保険料特別徴収決定通知書」を送付します。

特別徴収の対象となるのは、
○国保加入者全員が65歳以上の世帯
○年金支給額が年額18万円以上
○介護保険料と保険料の合計金額が年金支給額

この2分の1を超えない場合、10月支給分の年金からの天引きを中止できます。

ただし、これまで口座振替により保険料を滞りなく納付されていた場合は引き続き口座振替により納付していただきます。

支払方法の変更について

特別徴収(年金からの天引き)により保険料を納めていただいている人は、金融機関への届出後、国保医療課窓口への届出により、保険料の支払方法を口座振替に変更することができま

す。特別徴収への変更には①金融機関への届出・通帳、通帳届出印・被保険者証または特別徴収決定通知書が必要で

表(3) 保険料の軽減判定基準

軽減割合	世帯の所得
7割軽減	[33万円]以下
5割軽減	[33万円 + 24.5万 × 加入者数(世帯主除く)]以下
2割軽減	[33万円 + 35万円 × 加入者数]以下

保険料の納付について

7月末までに届け出た場合、10月支給分の年金からの天引きを中止できます。

保険料の納付は口座振替で

○申込手続き 口座振替は市の取扱金融機関に限ります。通帳、通帳届出印と納税・納入通知書を持参のうえ、取扱金融機関に「市税等口座振替依頼書」に必要事項を記入し、取扱金融機関にお申し込みください。市外の取扱金融機関をご利用の場合は、税務課納付係「☎(56)4024」へご連絡ください。「口座振替依頼書」をお送りします。

保険料を滞納すると

保険料を滞納すると、納付状況に応じて有効期限が3カ月・6カ月・12カ月に限定される短期被保険者証の交付になります。

非自発的失業者の保険料

有効期限が切れるときは、更新の通知と保険料納付のお願い、納付が困難な場合には京都地方税機構「☎(46)0807」に相談していただくようご案内しています。また、保険料が未納で被保険者証の有効期限が切れていても国保の資格はありま

保険料の減免

保険料の納付が困難で次のような状況の人は、保険料を減免できる場合があります。ただし、所得割額が賦課されている人(給付制限を受けている人は除く)が対象です。

○居住用の固定資産が災害を受けた人
○所得が皆無となったため、生活が著しく困難な人
○雇用保険法に規定する失業給付等受給資格者で、今年度の所得が前年所得に比べ減少している人

一部負担金の減免

国保加入者に特別の理由があつて、医療機関で一部負担金を支払うことが困難な場合は、国保医療課窓口でご相談ください。

特定健診を実施しています

40歳以上75歳未満の国保加入者を対象に、6月1日から10月31日まで特定健康診査(特定健診)を実施しています。

各種がん検診 受診費用助成券

各種がん検診が6月1日から10月31日まで実施されています。ただし、今年の子宮頸がん検診・乳がん検診の対象者は西暦偶数年生まれの女性です(子宮頸がん検診・乳がん検診の実施期間は11月30日まで)。

訪問による保健指導

人間ドックなどの受診後にみなさんを訪問し保健指導を実施しています。毎日の健康管理に役立てていただくため、一人一人の症状に応じた保健指導を行います。ご協力をお願いします。

ジェネリック医薬品を使いましょう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)とは、厚生労働省により新薬と効き目や安全性が同等と認められたもので、その価格は新薬のおよそ3〜7割です。ジェネリック医薬品を使用することにより医療費の節減になります。

人間ドック・脳ドック受診者の募集を締め切りました

4月11日から4月20日まで募集しました平成23年度の人間ドック・脳ドック受診希望者の募集は締め切りました。定員700人に対し965人の申し込みがありました。高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックは、定員150人に対し221人の申込がありました。受診できる人は、国保運営協議会委員による抽選で決定しました。

抽選の際の優先順位は

- ①平成22年度落選した人
- ②平成22年度申込していない人
- ③平成22年度当選し、キャンセルした人
- ④平成22年度当選し、受診した人

の順です(今年度75歳になる人は、高齢者(75歳以上)の人間ドック・脳ドックにおける申込は初めてですので、②に該当します)。

なお、人間ドックのみのコース、人間ドック・脳ドックの併用コースを受診される人は、特定健診および75歳以上の人を対象とした健康診査を受けることができませんのでご注意ください。

平成23年度人間ドック・脳ドック申込結果

健診種別	国保加入者のドック		高齢者(75歳以上)のドック	
	申込者数	定員	申込者数	定員
人間ドック	296人	200人	31人	20人
脳ドック	※135人	150人	61人	50人
人間ドック・脳ドック同時受診	534人	350人	129人	80人
合計	965人	700人	221人	150人

※国保加入者の脳ドックについて今年度申込者数が定員に達しませんでした。しかし、この分の費用を申込者数の多かった人間ドック・脳ドック併用コースの費用に充てるため、追加の募集などは行いません

